

大網駅南地区まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 本会は、大網駅南地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、大網駅南地区を、市の玄関口にふさわしい魅力あるまちとしていくため、大網白里市と協働でまちづくりを進めるものとする。

(対象の区域)

第3条 本協議会は、別紙「対象区域図」に示す区域を対象とする。

(事業)

第4条 本協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。

- (1)大網駅南地区まちづくり構想に関すること
- (2)まちづくりに関する調査・検討に関すること
- (3)まちづくり会報誌の発行等の情報共有に関すること
- (4)大網白里市との協議・調整に関すること
- (5)前各号に係る必要な会議を開催すること

(会員)

第5条 本協議会の会員は、次のとおりとする。

- (1)大網駅南地区において土地の所有権を有する者（以下「土地所有者」という。）
なお、土地所有者の親族で代理する者を含める。
- (2)対象区域の関係地区（駒込15区、南玉、池田）の区長（以下「関係区長」という。）
なお、関係区長を代理、補佐する地区の代表者を含める。

(役員)

第6条 本協議会には、次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 1名
- (3)まちづくり検討員 20名以内

(役員の職務)

第7条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1)会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、また、欠けたときはその職務を代行する。
- (3)まちづくり検討員は、会員を代表して、まちづくり検討を行う。

(役員の選出)

第8条 会長及び副会長は、まちづくり検討員（立候補者を含む。）から選出し、総会において決定する。

2 まちづくり検討員は、会員の立候補及び関係区長で選出し、会長が承認する。

3 まちづくり検討員の立候補については、立候補届を提出するものとする。

(役員の改選)

第9条 会長及び副会長の任期は3年とし、再任を妨げないものとする。

2 会長及び副会長の改選は、まちづくり検討会で新たな候補者を選出し、総会において決定する。

3 会長又は副会長が辞任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 まちづくり検討員が辞任する場合は、会長が承認する。

(会議)

第10条 本協議会に次の会議を置く。

(1)総会

(2)まちづくり検討会

2 前項各号に定める会議の開催方法は次のとおりとする。

(1)対面開催

(2)書面開催

3 第1項各号に定める会議の公開は次のとおりとする。

(1)総会は、公開する。

(2)まちづくり検討会は、会員に限り公開する。ただし、会員以外の者が傍聴を希望した場合は、まちづくり検討会で承認した場合に公開することができる。

(3)会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(総会)

第11条 総会は会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、会長が議長を指名する。

(総会の協議、議決事項)

第12条 総会は次の事項を協議、議決する。

(1)規約の改正に関する事

(2)会長及び副会長の決定に関する事

(3)大網駅南地区まちづくり構想に関する事

(4)協議会の解散に関する事

(5)その他、協議会の業務に関する重要な事項

(総会の成立)

第13条 総会は、会員世帯数の過半数の出席で成立する。なお、委任状をもって委任した者又は書面表決した者は出席者とみなす。

2 会員世帯数は、同一住所をもって一とする。

(議決)

第 14 条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは、議長が決定する。

(まちづくり検討会)

第 15 条 まちづくり検討会は、役員をもって構成する。

2 まちづくり検討会は、会長が招集し、会長が議長を指名する。

(まちづくり検討会の協議事項)

第 16 条 まちづくり検討会は、次の事項を協議する。

- (1) 大網駅南地区のまちづくりに関すること
- (2) 総会に提出する事項に関すること
- (3) 協議会の運営に関すること
- (4) その他、協議会の事業推進上必要と認められること

(まちづくり検討会の成立)

第 17 条 まちづくり検討会は、役員の過半数の出席で成立する。

(事務局)

第 18 条 本協議会の事務局を、大網白里市都市整備課に置く。

(補則)

第 19 条 この規約に定めがない事項及びその他必要な事項は、まちづくり検討会で協議し、必要に応じて総会で決定する。

(附則)

この規約は、令和 4 年 1 0 月 3 0 日から施行する。

(附則)

この規約は、令和 6 年 5 月 2 5 日から施行する。

(附則)

この規約は、令和 7 年 6 月 1 5 日から施行する。

別紙 対象区域図（第3条関係）

